

# 産業構造審議会知的財産分科会 第21回不正競争防止小委員会議事録

日時：令和4年12月13日（火） 13：30～14：50

場所：WEB会議室

○猪俣室長 定刻となりましたので、ただいまより産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会第21回会合を開催いたします。

事務局を担当しております知的財産政策室長の猪俣でございます。よろしくお願いいたします。本日は、御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症の対策のため、全ての委員の皆様がTeamsによる参加となります。

議事の公開につきましては、本小委員会では、新型コロナウイルス感染症対策、サーバー負荷軽減等のため、一般傍聴者及びプレスの皆様は、Teamsでの傍聴に限って可能としております。

また、配付資料、議事要旨及び議事録も原則として公開という扱いとさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

また、通信の負荷を減らすために、御発言される際を除き、カメラ及びマイクはオフに設定をお願いします。

なお、発言いただく際は、Teamsの挙手ボタンを押してください。こちらから指名いたしますので、御発言いただく際には、マイク及びカメラをオンにいただき、発言が終了した際には、マイク及びカメラをオフにし、手を下ろしていただきますよう御協力をお願いします。

本日は、小松委員が御欠席、田村委員が途中参加となっております。

それでは、これより先の議事進行は岡村委員長にお願いしたいと存じます。

○岡村委員長 岡村でございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、最初に事務局から本日の資料につきまして確認をお願いいたします。

○猪俣室長 事前に皆様に送付した資料を確認させていただきます。資料1、議事次第、資料2、委員名簿、資料3、デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方（案）、参考資料、外国公務員贈賄罪に係る規律強化に関する報告書（案）でございます。

○岡村委員長 ありがとうございます。送付資料に過不足はございませんね。

それでは、初めに事務局から本日の議題につきまして御説明をお願いいたします。

○猪俣室長 議事次第、資料1を御覧ください。本日は2. 最終報告書案について御審議をいただき、御意見を頂戴できればと考えております。限られた時間での審議になりますので、御協力よろしくをお願いいたします。

○岡村委員長 それでは、本日の議題に入っていきたいと思えます。事務局から資料3、デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方（案）につきまして御説明をお願いいたします。

○猪俣室長 資料3を御覧ください。これまで中間整理から最終報告、今回の案に至るまで御議論いただいたことを包括的に書かせていただいております。

続きまして、時間の都合上割愛させていただきます、7ページ目から御覧いただければと思います。

まず、デジタル時代におけますデザインの保護ということで、形態模倣商品の提供行為でございます。こちらは主に3点ほどの議論いただいているところでございます。7ページに書いております不競法第2条第1項第3号の対象行為の拡充でございます。こちらは8ページで書いておまして、電気通信回線を通じて提供するという行為を第1号、第2号と平仄を合わせまして導入することで、ネットワーク上の商品形態模倣行為も適用対象とすることを明確化すべきではないかということでございまして、上半分に書いております上記提案について、電気通信回線を通じて提供する行為を不競法第2条第1項第3号の不正競争に加えることに賛同する意見が多く寄せられた。

一方で、不正競争となる対象行為を拡大する中でどのような場合が模倣に該当するのかといった基準を示すことなく、侵害の成否を裁判所の判断に委ねるということでは、かえってデジタル空間における保護の予見可能性や法的安定性を損なうことにつながるのではないかと慎重な意見も出された。

当該意見に対しては、模倣については、これまでデッドコピー（商品の形態が酷似）の

みを対象としてきており、当該観点から適正に制限を課していくことは可能ではないかとの意見があり、当該意見に対して大きな異論はなかったところでございます。

続いて、イ、商品に無体物を含むかでございます。こちらも下のパラグラフですけれども、まずは逐条解説に商品に無体物が含まれると記載することで解釈を明確化するとともに、法改正により、形態模倣商品の提供行為が規定する不正競争にも電気通信回線を通じて提供する行為を追加し、ネットワーク上の形態模倣商品の提供行為も不競法第2条第1項第3号の適用対象であることを明確化した上で、法律上の商品の定義規定を定めることについては、今後の裁判例の蓄積を注視するなど、将来課題として検討を継続していくことを提案したところでございます。

次の9ページ目で上記の提案については、本小委員会においては、賛同する意見が多く寄せられたところでございます。

最後の形態模倣商品の提供行為に係る不正競争の保護期間の伸張の是非でございます。これにつきましても真ん中のパラグラフ、これらを踏まえのところからですけれども、保護の伸張に関しては、まずは保護期間の終期の起算点を実際の販売開始時と解釈することについて、逐条解説等で明確化した上で、今後の裁判例等を注視していくとともに、法改正により保護期間を伸長するかどうかについては、将来課題として、各関連団体等との意見交換などを通じ、引き続き検討を継続していくことを提案した。

この点について、本小委員会においては、検討を継続するとの方向性に賛同する意見が多く寄せられたところでございます。なお、本論点に関しまして、委員から保護期間の終期の起算点である最初に販売された日について、有償貸与も含まれるのかとの質問がありまして、この質問に対しましては、最初に販売された日とは、逐条解説や学説では、投下資金などの回収活動が外見的に明らかになった時点と考えられており、投下資金等の回収活動が開始したと判断される行為が、販売以外にも合理的に考えられる場合も販売と解釈される余地があると考えられるとの整理を示したところ、本小委員会においては、大きな異論がなく、了承されたところでございます。

これを踏まえまして、(3)まとめでございますけれども、今次の本小委員会の検討を踏まえ、法改正によって、不競法第2条第1項第3号に規定する形態模倣商品の提供行為にも電気通信回線を通じて提供する行為を追加することが適切である。なお、制度措置に当たっては、どのような行為が模倣の対象となるかについて、逐条解説等において明確化していくことを併せて検討することが適切である。

10ページ目に行きまして、また、商品に無体物を含むかについては、まずは逐条解説等にて「商品」に無体物が含まれるとの解釈を明確化するとともに、形態模倣商品の提供行為に「電気通信回線を通じて提供」する行為を追加し、ネットワーク上の形態模倣商品の提供行為もその適用対象であることを明確化することが適切である。その上で、不競法上の「商品」の定義規定の導入については、今後の裁判例の蓄積を注視した上で、引き続き将来課題として検討していくことが適切である。

なお、形態模倣商品の提供行為に係る不正競争の保護期間の伸長については、賛成意見及び慎重意見の双方があることや諸外国の未登録デザインの保護期間も踏まえ、まずは保護期間の終期の起算点を「実際の販売開始時」と解釈することについて、逐条解説等で明確化した上で、保護期間の伸長についての法改正の是非については、各関連団体との意見交換を通じ、引き続き検討を継続していくことが適切である。また、保護期間の終期の起算点である「最初に販売された日」については、投下資金等の回収活動が開始したと判断される行為が販売以外にも合理的に考えられる場合も、「販売」と解釈される余地がある旨を逐条解説で明確化することが適切である。こうしたまとめとさせていただきます。

続いて11ページ目からが限定提供データの規律の見直しでございます。この点は大きく2点でございます。

まず、ア「秘密として管理されているものを除く」要件でございます。こちらについても12ページ目を御覧ください。本小委員会においては、このような保護の間隙を埋めるための改正案として、不競法第2条第7項を改正し、限定提供データの保護範囲について、「秘密として管理されているものを除く」の要件を、「営業秘密を除く」と改める、または「秘密として管理されているものを除く」要件を削除するとの2案を検討し、いずれかの案により改正することについて提案させていただきました。これについて、改正することについて了承されたということでもあります。

なお、可能であれば「秘密として管理されているものを除く」要件を削除するとの方向性で進め、当該選択肢を採用することが難しいのであれば、「秘密として管理されているものを除く」要件を、「営業秘密を除く」と改めることが望ましいとの意見があったところでございます。

また、転得類型におけます善意取得者保護に係る適用除外の善意の判断基準でございます。こちらについては13ページを御覧ください。まず、そこでと書いておりますけれども、

善意の判断基準を「取得段階」から「契約時」に早めるべきかどうかにつきまして、今後の裁判例や実ビジネスの動向等を注視するなど、引き続き将来課題として検討を継続していくことを提案しました。

上記提案に対して委員からは、限定提供データを利用した契約実務が安定した段階で改正すべきであり、必ずしもそのような段階にない現段階においては、将来課題として検討継続ということが最も望ましいとの意見が出されたところでございます。また、改正が望ましいとの立場であるものの、議論が分かれている状況において、喫緊の課題として早急に改正しなければならないという状況にあるとまでは考えられないことから、将来課題として検討すべきとの提案に賛成するとした上で、将来検討を行う際には、併せて営業秘密に係る同様の適用除外規定についても検討すべきとの意見があったところでございます。

こうしたことを踏まえ、14ページ、まとめでございませう。本小委員会での検討を踏まえ、「秘密として管理されているものを除く」要件に関する課題については、「秘密として管理されているものを除く」要件を、「営業秘密を除く」と改める、または「秘密として管理されているものを除く」要件を削除することが適切である。

また、善意取得者保護に係る適用除外規定における善意の判断基準時、具体的には「取得段階」から「契約時」に早めるべきかどうかについては、限定提供データに係る規律がいまだ制度実装段階でございませうため、今後引き続き検討をしていくことが適切であるとのまとめとさせていただきます。

続いて、渉外事案に係る国際裁判管轄、不正競争防止法の適用範囲に関する規定整備でございませう。こちらは大きく2点ということで、まず国際裁判管轄でございませう。

16ページを御覧いただきまして、今次の本小委員会におきましては、「日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密である」との要件を前提に、どのような形で日本との密接関連性に配慮すべきかに関して、前のページで書いておりますような①から③の選択肢について評価を行ったところでございませう。

①については、いわゆる日本で管理しているものでございませうけれども、日本に関係のない業務に関する営業秘密がたまたま日本で管理されていた場合など、日本との関連性が薄い事案にも日本の裁判所に管轄が認められる可能性がある。

そして②は、日本に本拠地や主たる事業所があるのみで、日本に関係のない業務に関する営業秘密が侵害された場合などの日本との関連性の薄い事案にも日本の裁判所に管轄が認められる可能性があると整理したところでございませう。

③は、日本の業務との関連性が認められる事案のみが対象となり得るため、適切な範囲での措置となると考えられると整理したところでございます。

そのため、営業秘密侵害に係る刑事処罰規定（海外重罰・国外犯処罰）の規定、適用範囲との整合や適切な範囲かといった観点から、当該規定を一部参照し、日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密に関するものであり、かつ当該営業秘密が日本における業務に関するものであるときに、日本の裁判所に訴えを提起できる旨の規定を設けること、これは競合管轄ですけれども、当該規定を設けた場合の事例検討と併せて提案を行いまして、上記提案に対して、本小委員会から賛同する意見が多く寄せられたところでございます。

また、次に適用範囲に関するところでございます。真ん中で今次の本小委員会において、①競合管轄規定と同様、不競法の場所的適用範囲を「日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密に関するものであり、かつ当該営業秘密が日本における業務に関するものであるとき」とする案や、②国外犯処罰規定と全く同様の適用範囲を、「日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密に関するものであるとき」とする案、あるいは特段規定を設けない（現行法どおり）とする案の3つについての選択肢を提示して検討を行ったところでございます。

この点について、おおむね選択肢①に賛同する意見が寄せられた一方で、外国の裁判所で外国法に基づいて裁判を受けるという選択肢への影響を注視しつつ、引き続き慎重に議論していくべきではないかとの意見も頂いたところでございます。

また、法廷地法とは異なる国の法律が準拠法として適用されることとなると、法廷地法とは異なる国の法律に基づいて裁判所が判断することになりかねないため、法律の解釈、適用について予見可能性に不安な点が出てくるのではないかと理由に基づき、国際裁判管轄と適用範囲とは併せて検討していくことが望ましいとの意見が出たところでございます。

こうしたことを踏まえまとめでは、17ページ、本小委員会での検討を踏まえ、国際裁判管轄に関する規定の整備については、渉外的な営業秘密侵害事案に関し、立法措置が可能であれば、日本の裁判所に管轄を認めるとする競合管轄規定を設ける方向で検討を進めることが適切である。なお、規定を設ける際の立法措置の範囲については、引き続き関係省庁と調整を進め、適切な範囲となるよう検討を行うことが適切である。

また、適用範囲については、国内における営業秘密侵害事案と同様に政策的保護が必要

となる渉外的な営業秘密侵害事案に関し、法の適用に関する通則法による準拠法の選択にかかわらず直接に適用される（法の適用に関する通則法よりも優先する）規定を設けることにつき関係省庁と共に引き続き検討した上で、立法措置が可能であれば、当該立法措置の範囲が国際裁判管轄と併せて適切となるよう検討を行うことが適切であるとまとめさせていただいているところでございます。

4番目、損害賠償の算定規定の見直しでございます。こちらについても主に2点ございます。

まずは「技術上の秘密」要件及び「物を譲渡」要件の拡充でございます。19ページを御覧ください。上のほうですけれども、技術上の秘密に限定されている対象情報を営業秘密全般に拡充し、さらに「物を譲渡」した場合のみを想定している要件をデータや役務を提供している場合にも拡充するとの提案を行ったところでございます。なお、同項は、その構造上、もともと商取引に単位が認められ、当該単位で競争している場合に活用できる規定でありますため、仮に拡充を行ったとしても、商取引単位が観念できないものについては適用することができないとの整理も併せて提示したところでございます。

これにつきましては、本小委員会においては、賛同する意見が多く寄せられたところでございます。

また、令和元年特許法など改正と同様の制度的手当てでございます。不競法においても、営業秘密等において、営業秘密保有者などが自ら当該営業秘密などを使用などすると同時に、ライセンスして利益を得ることができる場合もあるという性質に鑑みて、「販売数量の減少による逸失利益」のみならず、「ライセンス機会の喪失による逸失利益」も含めて、損害賠償額算定の特例を定めることが必要ではないかとの視点で、被侵害者の生産、販売及び役務提供能力を超える部分の損害の認定規定を追加するとの提案を行い、これにつきましても大きな異論がなく、了承されたところでございます。

続いて、不競法5条3項でございます。こちらは営業秘密等のライセンスを行う場合、開示とセットで行われるのであるから、「使用」以外の「取得」や「開示」も不競法第5条第3項第3号の対象から除外されていないと考えるべきではないかとの視点で検討を行い、同項の対象類型である不競法第2条第1項各号の不正競争の類型の中には「使用」との文言が用いられていない類型もあり、被侵害者が侵害者に対し相当使用料額を請求しようとした際に同項が適用されるかが不明確であるということから、不競法第2条第1項各号において不正競争とされている行為が全て含まれる旨を規定すべきではないかという提

案を行いました。本小委員会においては、賛同する意見が多く寄せられ、またこの論点を単独で見直す必要はないが、不競法第5条を改正することがあるのであれば、その際には明確化すべきという意見を頂きました。

また、同じく令和元年特許法の同様の手当てでございますけれども、特許権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨の規定が特許法でなされております。不競法においても、侵害者は被侵害者の許諾なく営業秘密等を使用などしており、被侵害者にとっては許諾するかどうかの判断機会が失われていることや、通常、ライセンス契約を締結するに当たっては、ライセンス料の支払条件など、ライセンシーは様々な制約を受けるが、侵害者は何ら制約なく侵害行為を行っていることなどから、これらの事情が相当使用料額の増額要因として考慮されるべきではないかとの視点で検討を行い、その上で不正競争があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨の規定を追加するとの提案を行い、本小委員会においては、大きな異論がなく、了承されたところでございます。

以上から、本小委員会のまとめとしまして、検討を踏まえ、不競法第5条第1項については、営業秘密に関し「技術上の秘密」に限定されている対象情報を営業秘密全般に拡充し、さらに「物を譲渡」した場合のみを想定している要件をデータや役務を提供している場合にも拡充することが適切である。また、特許法と同様、被侵害者の生産、販売及び役務提供能力を超える部分の損害の認定規定を追加することが適切である。同条第3項については、「使用」以外の行為が含まれる点を明確化するために、不競法第2条第1項各号の不正競争行為が全て対象となるよう規定することが適切である。さらに、特許法と同様、不正競争があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨の規定を追加することが適切である、とのまとめとさせていただきます。

続いて5番目、使用等の推定規定の拡充でございます。こちらは22ページ目から御覧ください。まず大きく2点として、対象情報の拡充でございます。真ん中辺り、中間整理報告に至るまでの本小委員会においては、のところからですが、対象情報を営業秘密全般へ拡充するに当たり、営業上の情報のうち顧客名簿への拡充については、特に取得時に善意である場合に、顧客名簿を使用した営業活動まで不競法第5条の2の対象範囲に含めてしまった場合、転職者受入れ企業にとって酷なのではないかとの指摘を頂いたところでございます。

この指摘に対応するために、対象情報を営業秘密全般へ拡充するに当たり、顧客名簿を



除くなどと規定する方法もあり得るが、顧客名簿の内容は具体的な事案によって様々であり、疑義のない形で定義した上で除外することは困難と考えられる。そのため、今次の本小委員会では、対象情報を営業秘密全般に拡充するに当たっては、転職者受入れ企業を含む、善意無重過失によって情報を取得した転得者への配慮措置を講じることを前提とするという提案を行いまして、上記提案については、本小委員会において大きな異論なく、了承いただいたところでございます。

続いて23ページ、対象類型の拡充でございます。

まず、(ア) 正当取得類型でございますけれども、今次の本小委員会においてからでございますが、改めて対象類型を正当取得類型も含まれるよう、拡充するに当たっては、刑事規律における領得行為が介在している場合に限り適用対象とするなど、営業秘密保有者から営業秘密を示された者への一定の配慮措置を講じるとの提案を行いまして、本小委員会について賛同する意見が多く寄せられたところでございます。

次に、取得時善意無重過失転得類型でございます。こちらも、そのため、今次の本小委員会においてはというところからでございますけれども、転得者が不正開示行為などの介在について悪意重過失に転じている場合に限り適用対象とすることに加え、特に転職者受入れ企業にとって不競法第5条の2の適用が酷にならないような配慮措置について、具体的には下記の観点の検討を行いました。

まず、取得時善意無重過失転得類型の場合、そもそも取得時は善意無重過失であり、他の類型と異なり取得時に悪質性がないため、不正取得類型や取得時悪意重過失の転得類型と比べて、使用に対する経験則が弱いことから、転得者による反対証明の可能性を担保する必要性が大きい。取得時善意無重過失転得類型の場合、被侵害者から転得者に警告書が届いたことなどにより、転得者は営業秘密侵害行為等が介在したことを知った、または容易に知り得た状態になる場合があるが、悪意重過失に転じたにもかかわらず、当該営業秘密が記録された媒体などを消去、廃棄することなく保持している場合には、その営業秘密を使用しているとの経験則が働く。また、消去、廃棄することは難しくはないことから、使用などの推定規定が適用されるのは、被告が営業秘密を消去せずに保持している場合に限定することが考えられる。

ただし、そもそも営業秘密が記録された媒体などを保持していない場合には、消去、廃棄の対象が不明確であるため、あくまでも推定規定が適用されるのは、被告が営業秘密が記録された媒体等を保持している場合に限ることが、攻撃、防御のバランスから望ましい

のではないかとのことでございます。

そうしたことから、取得時善意無重過失転得類型への拡充に当たっては、不正開示行為等の介在について悪意重過失に転じている場合に限り適用対象とすることを前提とし、その上で、営業秘密が記録された記録媒体などを消去せずに保持している場合に限定するなど、一定の配慮措置を講じるとの提案を行いました。また、転職者受入れ企業として取り得る措置等については、逐条解説などの記載の充実を行うことを併せて提案を行いました。

なお、被告が保持することとなる対象は、営業秘密記録媒体などや営業秘密が化体された物件、また営業秘密がアップロードされているサーバーなどのURLとする提案を行ったところでございます。

こうした提案につきまして、委員の皆様からは賛同する意見が多く寄せられたところでございます。また、不競法第5条の2の拡充に当たっては、中小企業等も含め営業秘密を保有、管理している企業、事業者及び業務に従事している従業員の双方への不競法の周知が必要であるため、周知徹底を検討するとともに、拡充によって悪影響が生じないように十分な対策を講じることが望ましいとの意見もあったところでございます。

もう一点、限定提供データへの拡充でございます。こちらについても原則営業秘密と同様な形で、不正取得類型、取得時悪意転得類型、正当取得類型についての導入を提案させていただきまして、大きな異論がなく了承されたところでございますとともに、取得時善意転得類型につきましては、25ページ目の真ん中辺り、(イ)でございますけれども、現在、限定提供データに係る不正競争行為について、営業秘密に係る取得時善意無重過失転得類型の不正競争行為と異なり、権原の範囲外での開示のみが不正競争の対象行為となっており、そもそも使用行為が不正競争の対象となっていないことから、取得時善意転得類型については、適用の対象外とするとの提案を行いました。これも含めまして本小委員会では大きな異論がなく、了承いただいたところでございます。

こうしたことから、まとめでございます。本小委員会での検討を踏まえ、不競法第5条の2の対象情報については、対象情報を営業秘密全般へと拡充することが適切である。また、対象類型について、正当取得類型への拡充については、刑事規律における領得行為が介在している場合に限り適用対象とするなど、営業秘密保有者から営業秘密を示された者への一定の配慮措置を講じることが適切である。

取得時善意無重過失転得類型への拡充については、不正開示行為などの介在について悪意重過失に転じている場合に限り適用対象とすることを前提とし、その上で、営業秘密が

記録された記録媒体などを消去、廃棄せずに保持している場合に限定するなど、一定の配慮措置を講じることが適切である。

なお、被告が保持することとなる対象は、営業秘密記録媒体等と営業秘密が化体された物件及び営業秘密がアップロードされているサーバー等のURLとすることが適切である。

不競法第5条の2の限定提供データへの拡充（限定提供データにも適用可能とすること及びその範囲）については、営業秘密同様、技術上、営業上の情報を対象とし、不正取得類型、取得時悪意転得類型を対象とすることが適切である。また、正当取得類型については、営業秘密と同様に領得行為が介在している場合に限り適用対象とするなど、一定の配慮措置を講じること、また、取得時善意転得類型については、使用行為が不正競争行為の対象となっていないことから、適用の対象外とすることが適切である。

なお、上記のような拡充を行うに当たっては、営業秘密を保有、管理している企業、事業者及び業務に従事している従業員の双方への不競法の周知徹底を行うことが適切であるとまとめさせていただいております。

6番目、いわゆるライセンシーの保護制度の創設でございます。こちらについては下の方、まず利用権のアプローチの検討でございます。特許法や著作権法などにおいては、いわゆる当然対抗制度が整備されていますが、特許権や著作権などは物権的な権利とされており、権利譲渡があった場合には、当該権利は譲受人に移転する。そのため、特許法や著作権法などにおける当然対抗制度は、ライセンサーである権利者から特許権や著作権などを譲り受けた者とライセンシーとが同一の権利を巡って相争う関係、すなわち対抗関係に立つことを前提として、本来は債権を有するにすぎないライセンシーが、権利の譲受人に対して当然にその債権を対抗することができる旨を定めたものである。

これに対しまして、不競法で保護される営業秘密などが事業譲渡などに伴い移転された場合については、特許権などの譲渡とは異なり何らかの権利が同一性を保って移転したと見ることはできず、譲受人が現に保有する情報が営業秘密などの要件を満たすときに、不正競争に該当する行為を行っている者に対して不競法上の差止請求権や損害賠償請求権が成立するか否かが問題となるにすぎず、対抗関係に立つと考えることは難しいのではないかとといった指摘があるところでございます

こうした指摘がありましたので、利用権アプローチについては、さらに検討を重ねる必要があると考えられるとの整理を提示いたしました。

次に、適用除外アプローチでございます。ライセンサーが破産した場合、破産管財人は

できるだけ財団、すなわち管理対象となる財産、資産の価値を維持、増やそうとするため、管理コストの高い契約を解除したり、ライセンスの対象となっている営業秘密などを金銭化することが考えられる。その場合、当該ライセンスの対象となっている営業秘密等について、破産者から許諾を受けていたライセンシーが引き続き使用することができることになると、一般債権者に配当する金銭が目減りする可能性がある。

一方、管財人の解除権を制限する法令としては、金融機関などの更生手続の特例などに関する法律がありますが、同法は、あくまで金融機関などの更生手続などに関する会社更生法の特別法として位置づけられているものであり、また、生命保険契約における一般の保険契約者の保護を目的としている点で、事業者間の行為を規律している不競法とはその位置づけが異なる。

また、破産処理における双方未履行双務契約の解除から相手方を保護する必要性がある場合というのは、営業秘密などのライセンシー以外にも広範にあるところ、営業秘密などのライセンシーだけ保護すべき理由が見当たらないのではないかとの指摘がありまして、さらに検討を重ねる必要があるとの整理を示したところでございます。

こうした整理を踏まえまして、営業秘密及び限定提供データに関するライセンシーの保護制度の措置に当たっては、法理論上整理すべき課題もある中で、特許法など同様の制度措置を行うことへの潜在的なニーズは存在するものの、現時点では実際のトラブル事例が顕在化していないことから、実務の動向を注視し、取り得る措置について、関係省庁などと調整しつつ、引き続き検討を継続していくとの方向性を示させていただきまして、大きな異論がなく、了承いただいたところでございます。

なお、次のページ、特許権や著作権、営業秘密などの知的財産のライセンス契約は、ライセンサーに対して何か積極的な利用権を付与するものではなく、単に差止請求、損害賠償請求の権利を行使しないことを要求し得る債権を与えるにすぎず、その意味で侵害にならないのでこれら請求を行使し得ないことを定める適用除外と変わるところはない。

したがって、ライセンスに関して利用権と規定するのか適用除外と規定するのかということは本質的なものではなく、適用除外と規定したからといって利用権に比して保護の必要性が弱いとか、権利性が弱まるということの意味しないという点を理解して議論を進めるべきである。

また、営業秘密は、特許発明や著作物という形で利用権の対象が明確な特許権や著作権などと異なり、ライセンス契約の目的物の内容が変化し得る流動的なものであって、特定

の営業秘密の利用権として規定して、その範囲がいかに関わるかということの規定するのは不可能ではないが、法技術的にかなり複雑となる。

そして、利用できるのかということ、結局は契約時に定めたライセンス契約の範囲内、すなわち権原の範囲内での利用かどうかということのみに依存して決定せざるを得ないこと、そして、このような権原の範囲内であれば同一性を失っても継続して利用できるという規定の仕方は、既に不競法第19条第1項第6号に先例があるところであり、今後引き続き検討を行うに当たっては、これらの観点を加味した上で行うべきであるとの意見が出されたところでございます。

こうしたことを踏まえ、本小委員会での検討では、営業秘密及び限定提供データに関するライセンシーの保護制度については、措置の方法について関係省庁等と調整しつつ、引き続き検討を継続していくことが適切であるとまとめさせていただいております。

最後に、コンセント制度でございます。31ページ目を御覧ください。コンセント制度により後行商標が登録され、その後、先行商標または後行商標が周知、著名となった場合に、後行商標権者または先行商標権者が不正の目的でなく、その登録商標を商品等表示として使用などする行為を商品等表示に係る不正競争の適用除外とする規定を追加することについて提案を行いました。

また、当該適用除外規定の追加と併せて、不競法第19条第2項の規定を参考に、コンセント制度により後行商標が登録され、その後、先行商標または後行商標が周知または著名となった場合、自己の商品または営業との混同を防ぐために適当な表示を付すべきことを請求することができる規定を追加することについても提案を行いまして、本小委員会においては大きな異論がなく、了承いただいたところでございます。

こうしたことからまとめでございます。商標法へのコンセント制度導入により後行商標が登録され、その後、先行商標または後行商標が周知または著名となった場合に、後行商標権者または先行商標権者が不正の目的でなくその登録商標を商品等表示として使用などする行為を商品等表示に係る不正競争の適用除外とする規定を追加することが適切である。

また、併せて不競法第19条第2項の規定を参考に、コンセント制度により後行商標が登録され、その後、先行商標または後行商標が周知または著名となった場合、自己の商品または営業との混同を防ぐために適当な表示を付すべきことを請求することができる規定を追加することが適切であるとまとめさせていただいております。

最後、おわりにでございます。33ページでございます。今次の本小委員会については、

デジタル化の進展に伴う新たなビジネスの誕生や、情報財のより一層の重要化を踏まえ、時代に合わせた不競法の規律の在り方について検討を行い、規律の見直しについての方向性を示したところでございます。ここで示されました方向性を踏まえて、関係各所との調整を経て可能な限りこの方向性に沿った制度整備がなされることが望ましいと考える。今後も、社会経済を取り巻く環境は常に変容していくことが予想されることから、不競法の法目的である事業者間の公正な競争の促進のために、時代に合わせた制度、規律の在り方を継続的に検討していくことが重要であるという最終報告案として提示させていただきたいと思っております。

事務局からの説明は以上となります。

○岡村委員長 ありがとうございます。事務局から報告書案につきまして御説明をしていただきました。ここまでの御説明に基づきまして、ここで自由討議の時間を取らせていただきたいと思います。御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。なお、御発言の際にはTeamsの挙手機能、あるいはチャット機能でお知らせいただくようお願いいたしますが、いかがでしょうか。小川裁判官から挙手いただいておりますので、お願いいたします。

○小川委員 ありがとうございます。東京地裁の小川と申します。よろしく申し上げます。私からは不競法の適用範囲について一言意見を申し述べたいと思っております。

報告書案の17ページ、(3)のまとめの下から3行目になります。ここでは「(法の適用に関する通則法よりも優先する)規定を設けることにつき」との記載がございますが、どのような法的根拠で法の適用に関する通則法よりも優先することになるのかというところをもう少し明確に御説明いただきたいと思いますと思っております。

若干疑問点を敷衍して御説明いたしますと、従前日本の不正競争防止法が適用されるか否かという問題は、通則法に従って準拠法として日本法が選択されるか否か、このような問題であるという理解も広くされていたと理解しております。

他方で今回の事務局のお考えからすると、準拠法の選択の問題ではなく、当該改正規定が絶対的強行法規などとして、直接適用されるものであるという整理をしているようにも思われます。仮にそのような理解に立った上で法改正をするのであれば、条文からもその理解が分かるようにしていただくということが重要であると考えておりますし、その法的根拠を明確に御整理していただくということをしていただければ、法規の適用に当たりまず裁判所としては、適用の順序などを考慮する際に非常に参考になるのかなと考えており

ます。

以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。今の点は事務局に対する御質問、あるいは御意見であると思われるので、事務局、いかがでしょうか。

○猪俣室長　小川委員からの御質問、通則法よりも優先する法的根拠につきましてでありますけれども、中間整理報告段階でも国際私法が御専門の横溝教授からも紹介がありましたとおり、国際私法における考え方として単なる私的利益の保護という側面を超えて、国の経済、社会政策に関わる重大な事項については、準拠法いかにかわらず強行法規として日本の個別法が直接適用されるべきといういわゆる絶対的強行法規と呼ばれる理論がございます。

その上でどの規定が絶対的強行法規なのかについては、他の分野においても法律上で明記されたものはございませんが、一般にある規定が絶対的強行法規であるか否かの判断基準は、当該法規の趣旨や目的に示される強行性ないし公権力性に求められます。この点、不競法において現在刑事に関する国外犯処罰や海外重罰規定が整備されており、これらの規定は営業秘密の侵害行為が国内外いずれで行われたとしても、日本の不競法で処罰されるべき、すなわち日本の刑事処罰の適用対象とし、日本の国益を保護すべきとの考え方から創設されたものでございます。

その事情を踏まえますと、このように刑事処罰の対象となり得る国外の営業秘密侵害行為については、民事上も国際私法における絶対的強行法規であるとする考え方もあり得るところで、国際私法の分野における近時の有力な考え方でございます。

したがって、絶対的強行法規と明文化した条文はこれまで他法令でもございませんが、可能な限りそれを明確化し、日本の不競法が直接適用されることを今回条文として明記することを考えております。

ただ、これまでも議論いただいているところでございますが、直接適用となる日本との密接関連性、どの範囲の営業秘密まで日本の不競法が直接適用されるのかという点につきましては、これまで最終報告書案に至る段階までに日本の事業及び日本の業務と定義することで委員の皆様から御賛同いただいているところでございますが、今回仮に法制化となった場合、他法令にはない条文案でありますので、より客観性のある定義のほうが紛争当事者にとっても予見可能性が高まると言えるのではないかとといったことを含め、現在適用範囲については引き続き関係省庁とも議論させていただいております。

立法できますかどうか含めまだ予断できませんが、引き続き立法の可能性、密接関連性として適切な範囲はどう定義すべきか、業務というメルクマールが最も適切な範囲なのか、従前の通則法でもなじみのある管理地法説などもあり得るのかなか、引き続き検討してまいりたいと思います。

もちろんこれまで議論ございました海外の事業、国外の事業にしか用いられていないような営業秘密、例えば海外の業務のみに係る顧客名簿のようなものであったとしても、絶対的強行法規として日本の不競法が直接適用されるべきかは、この委員会でも広過ぎるのではないかという御指摘いただいておりますので、限定なり明確化につきましては、そうした点も念頭に置きながら、引き続き法制化の可能性を探ってまいりたいと思います。

予断できませんが、恐縮でございます。ここは事務局にお任せいただきまして、条文案として固まり、一般的にお見せできるような時期となりましたら、この委員会の場ではないかもしれませんが、その際に御紹介させていただきたいと思います。

小川委員の御質問に改めて端的に申し上げますと、法的根拠としては通則法によらず、直接適用されるべき絶対的強行法規という考え方があり、それをこの営業秘密侵害行為にも適用していくことを考えてまいりたいということになります。こうしたことも法制化となりましたら逐条解説などにも明記し、裁判実務に問題ができるだけ生じないように努力してまいりたいと思います。

なお、絶対的強行法規として適用される場面以外の場面、ここで限定をかけさせていただいていない限定から外れるような営業秘密侵害行為については、通則法の第17条以下によって引き続き日本法が準拠法として指定されることに仮になりましたら、当該行為が不正競争に該当する場合には、不競法が適用されることになるかと理解しておりますが、ここについても引き続き検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。小川判事、いかがでしょうか。

○小川委員　どうもありがとうございます。今御説明いただいた内容が分かるような形で、条文であったり、あるいは逐条解説において丁寧に記載していただければ、立法の趣旨が大変明確になるのかなと思いました。そうしていただけると、実際の事件の審理に当たります各裁判所が、当該事件について、どのような根拠に基づいて日本の不正競争防止法が適用されるかどうかというところを検討する際に大変役に立つのではないかと考えております。



どうもありがとうございました。以上です。

○岡村委員長　ありがとうございました。では、ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。久貝委員、お願いいたします。

○久貝委員　ありがとうございました。御説明よく分かりました。

私からは、国際裁判管轄関係でのまとめの趣旨がよく分かりませんが、これは結局競合裁判管轄ということではありますけれども、裁判管轄規定を設けるのに対してどうなさるのか。了承と書いてあるものは多分立法化されるのだと思うのですが、やらない場合には引き続き検討と書いてあるのですが、これはどのような方向で行かれるのかがよく見えませんので、その趣旨を明らかにしていただけるとありがたいと思います。

これまでの検討のプロセスでは、経済のグローバル化と日本の雇用の流動化の両方から技術流出、特に営業秘密の漏えいのリスクが増えているという認識の下で、しかもそれが海外のコンペティターである企業の下に行ってしまうケース、重要な事案があるということで、そういうことに対応するために民事上の救済規定を整備していくべきだという方向があって、その第一歩のような形でこういうものが検討され、立法化に向かっているのではないかという認識をしておりますけれども、この報告はどのような方向を示されているのかということがまだはっきりしませんので、方向はいいと思っているのですが、最後はどうなのでしょうかとというのが私の質問です。

○岡村委員長　事務局への御質問ですので、この点も事務局、お答えをお願いいたします。

○猪俣室長　ありがとうございます。久貝委員おっしゃるとおり、民事におきましても日本の営業秘密が仮に漏えいして、不正使用されたという場合に、日本の民事におきましても日本の裁判所が管轄が認められ、そして日本の不競法が適用されるということを明確化したいというものでございます。

ただ、こちらにつきましては、先ほど申し上げたような準拠法、適用範囲につきましては、絶対的強行法規と呼ばれるような考え方があるのでございますけれども、同じようなものであるとしても、そういったことを明確化するようなことを法律で書いたものは他法令にもないような状況でありますし、1つ議論になっておりますのは、どういった営業秘密なのか、日本との密接関連性が重要でございまして、何が何でも日本と関係のない業務であったり、事業であったり、日本でも管理されていないようなものまで営業秘密として民事の訴訟が起きるといったことがあってはならないということで、刑事の規定も考えな

がら、こういった限定の仕方、明確化の仕方があるかというのは、関係省庁とも引き続き議論しているところでございます。

いま少し時間が必要でありまして、この段階では立法措置ができるかどうか。もちろんこれは全般的に言えることですが、法制局などとの調整も必要があるところでございますが、その前の関係省庁との議論も引き続き行っているところでございまして、そういったことも踏まえて議論していかなければという意味では、法改正など制度整備の方向性としては進めていきたいところでございます。

何分今まで他法令でもないような内容でございますので、適切な範囲についてどのようにするかよく検討してまいりたいという意味で、立法措置が可能であればということを書かせていただいているところでございます。

以上でございます。

○岡村委員長 要するに、立法措置したいのだけれども、まだ関係省庁とのすり合わせ中であるという御趣旨のように伺いましたが、久貝委員、いかがでしょうか。

○久貝委員 ありがとうございます。御趣旨はよく分かりました。ただ、現状の認識のところは5ページ、3ぽつですけれども、昨今こういう事案が散見されるという認識も何度か出てくるのです。私どものほうではワーディングにこだわりませんけれども、散見というものではないのではないかと。非常に多くのリスクが発生していると。それは例の27年の改正以降、同じ流れであって、むしろますます技術流出のリスクとか特に日本の雇用の流動化と合わさって、海外のコンペティターの動きと日本の状況と合わさってリスクが高まっているという認識があります。

それからもう1つ、認識が十分シェアされているのかどうかというのは気になりましたのと、もう1つは向こうが単に悪いことをした、海外でやっているということだけではなくて、それが跳ね返って、日本の企業の技術、競争力、支持を失うというリスクだということ。まさにそれは一企業だけの話ではなくて国の利益全体に関わってくるような話になりますので、そういう点も十分関係省庁ともお話をいただければありがたいと思います。

以上です。

○岡村委員長 久貝委員、5ページ目の散見に代わる言葉として、具体的にどういことがよろしいでしょうか。

○久貝委員 私は、今ここで案は持っておりませんが、散見という言葉は実は中

間報告でも出ておりました、散見が2回ぐらい出てくるのです。散見というところらほ見られるという印象があって、あまりそこを重視していないのではないか。これは私の独善的な判断かもしれませんが、軽い扱いをされているなという感じを持っております。そういう点で適切な表現があればということで。

○岡村委員長 例え増大とか……

○久貝委員 私どもに入ってくる情報では、もう既に技術流出について、前も申し上げましたけれども、捜査当局からも非常に懸念を何度も示されておりますし、そういうことに対して企業は防衛的な措置を取ってほしいというお話を何度もいろいろな場で言っておりますし、経済安全保障法の成立の背景もそのようなものであります。もちろん日本全部がそうかどうかは知りませんが、非常に危機感を持っている認識をもう少し示されたほうがいいのではないかと申し上げます。具体的な表現は申し訳ありませんけれども……

○岡村委員長 御趣旨は分かりました。それをあえて落とし込むならば、増大している表現という形になるように思われますけれども。

○久貝委員 リスクが増大しているというのはそうだと思いますし、恐らくIPA等のデータもいろいろあると思いますので、それを見ていただいた上で、裏づけを取っていただいた上で、もう少し表現ぶりを御検討いただければありがたいと思います。

○岡村委員長 今の点、私も賛成ですが、事務局、いかがでしょうか。

○猪俣室長 またどういった文言か御相談させていただければと思います。

○岡村委員長 では、久貝委員、そういう形で必要に応じて相談に乗っていただきますよう、私からもお願いいたします。

では、続きまして杉村委員、お願いいたします。

○杉村委員 ありがとうございます。事務局の御説明ありがとうございました。また、前回の小委員会からあまり時間がたっていないにもかかわらず、丁寧におまとめいただきまして、その点についても心から感謝申し上げます。

先ほど猪俣室長から御説明ございました各論点の検討ということで、1から7までの項目がありました。1から7までの項目についてのまとめの方向性については賛成を表明いたします。これまで委員会の中でいろいろな委員がありました。私も多くの意見を申し述べましたが、その点についても丁寧に網羅していただいていると思います。

現在、デジタル化に伴うビジネスの多様性という観点については、極めて迅速なスピー

ドでビジネスの多様化がおこっているところがございますので、立法化できるところはなるべく早く立法化していただきたいと思っておりますし、引き続き検討という点につきましても、ビジネスの多様化が迅速に進んでいる現状に鑑みますと関係団体、産業界、そして裁判の動向等を常にウオッチングしていただいて、適切な時期に検討を開始していただきたいということをお願いいたしまして、この報告書案に賛成を申し述べたいと思います。

以上です。

○岡村委員長 杉村委員、ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○猪俣室長 事務局からですけれども、久貝委員に御了承いただければですが、先ほどの件は例えば流出・漏えい事例が散見され、そのリスクが増大してきているがといった文言ではいかがでしょうか。

○岡村委員長 散見というと非常に珍しい現象であるかのごとき印象を与えますので、少しその表現も含めてまた別途久貝委員と相談させていただくということでいかがでしょうか。

○猪俣室長 分かりました。ありがとうございます。

○岡村委員長 ほかに御意見ございませんでしょうか。

まず最初から念のために行きますと、はじめにの部分につきましては、特に何か御意見ないと伺ってよろしいでしょうか。

それでは、第1章につきまして特に御意見ございませんでしょうか。

では、第2章に移りますが、第2章の1のデジタル時代におけるデザインの保護、形態模倣商品の提供行為に関しましては特に御意見、御質問ございませんでしょうか。

では、続きまして11ページの限定提供データの規律の見直しという2のところに関しまして、特に記載ぶりを含めて御意見等ございませんでしょうか。

15ページの3の涉外事案に係る国際裁判管轄及び不正競争防止法の適用範囲に関する規定整備は、先ほどから様々な御意見頂きましたけれども、別途御意見をお持ちの方ありましたら、挙手いただけましたらと存じますが、いかがでしょうか。——特にこれも御異議ございませんようですね。

では、18ページの損害賠償算定規定の見直しに関しては特に御意見ございませんでしょうか。

次に21ページ、5の使用等の推定規定の拡充について特に御意見をお持ちの方いらっしゃいますでしょうか。

これもないようですので、27ページの6、営業秘密及び限定提供データに関するライセンスの保護制度の創設に関しまして御意見などはございませんでしょうか。

では、次に30ページから始まります7、商標法のコンセント制度導入を受けた適用除外規定についてに関しまして特に御意見、御質問などはございませんでしょうか。――これもないようですけれども、そうしますと最後の33ページのおわりにのところです、これについて何か過不足などの御意見ありますでしょうか。末吉委員、お願いいたします。

○末吉委員　ありがとうございます。全体を通じてということで、これは質問というよりお願いなのだと思います。先ほど杉村委員も御指摘されたところに連なるのですが、ある程度まとまってから改正するというのもあろうかと思うのですけれども、調整できたところから改正をするということもできるのではないかと。機が熟したところにはどんどん改正の手を入れていただく努力をしていただきたいという趣旨でございます。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。私も同じ意見でございますが、この点、事務局、何かコメントございますでしょうか。

○猪俣室長　ありがとうございます。まだ分かりませんが、法改正が仮にできるのであれば、そうしたことを進めてまいるといふことにしたいと思っ準備を進めているところでございます。

ただ、今回御議論いただいた内容、そしてそれ以外も踏まえた様々な法制化に当たりましては、様々な課題が新たに生じてきたり、やはり難しいという議論も可能性があると思います。できるだけできるものにつままして法制化が可能であり、かつできるだけ早く法律が提出できるということございましたら、全く決まっておりますが、全部ではないかもしれませんが、関係各省庁との調整などによりまして難しいという場合もございます。今までにないような案文も考えられるということで、そうしたことが本当に成文化できるかといったことも含めまして、最大限努力してまいります、もしも万が一どうしても難しいといった論点がありましたら、今回は御容赦いただきまして、今回方向性を出させていただいておりますけれども、できなかった部分が仮にありましたら、また引き続き検討させていただいて、そこで出てきました課題についてどのように考えるべきか事務局で考えまして、次のタイミングで成案できるようにまた考えていきたいと思っております。

ただ、営業秘密の漏えいなど、今求められている要請につままして、我々できるだけ並べさせていただいたところでございます。この中身のどこまでできるかは今確約できませ

んし、なかなか御提示できるタイミングも難しいところがございますけれども、御提示できるタイミングになりましたら御提示さし上げたいと思っております。

以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。ほかに全体を通して何か御意見、御質問ございませんでしょうか。――御意見も出尽くしたようでございます。ありがとうございます。

それでは、予定より少し時間が早いのですが、特に御意見、御質問とかがないようでございますので、ここからの修正作業につきましては、委員長である私に御一任いただきまして、その後、パブリックコメントにかける案につきまして、委員の皆様へ御報告する形とさせていただければと存じます。御了承いただけますでしょうか。御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。そうしましたら、ここからの修正は、私が委員長としてまとめさせていただくことといたします。

これにて議事は終了となります。この不正競争防止小委員会を10月に再開いたしましてから計4回の議論を重ねてまいりましたが、本日最終報告案につきまして御了承をいただけたということで、本小委員会の議論は1つの区切りを迎えました。そのため、一言私から簡単に挨拶を申し上げたいと思います。

振り返りますと、不正競争防止法に営業秘密制度が初めて導入されたのは平成2年のこととございました。ついこの間のような、随分前のような両方の思いがございます。それから、幾度も改正が重ねられてきたことは皆様御承知のとおりでございます。

今般、まだ他省庁との折衝も残っているものではあるものの、新たなページを加えることができるという機会を得ましたこと、大変ありがたく思っております。これも各委員の皆様の熱心な御議論の成果であるものとして、改めまして御礼を申し上げる次第でございます。

また、改正に向けまして、細部を含め、また他省庁との折衝を含め、事務局の皆様へ御苦労をおかけいたしますので、何分よろしく願いいたします。

委員の皆様方に関しましては、また必要に応じてお力をお借りすることもあろうかと思っておりますので、その際にはひとつよろしく願いいたします。

以上をもちまして私からの挨拶とさせていただきます。

それでは、最後に今後のスケジュールなどにつきまして、事務局から連絡をお願いいた

します。

○猪俣室長 委員の皆様、本日はありがとうございました。ただいま岡村委員長からも御挨拶を頂きました。また、事務局でも代表しまして蓮井審議官から一言御挨拶さし上げたいと思います。

○蓮井審議官 経済産業省の蓮井でございます。委員長の御挨拶の後に私が話すこともないのですけれども、改めて御礼をと思ひまして、一言御挨拶申し上げたいと思ひます。

10月18日から4回の小委員会、御審議をいただきまして、まさに今回の報告書案をまとめていただきました。各委員の皆様方、岡村委員長、皆様、本当にありがとうございました。先ほど来議論が出ておりますけれども、パブリックコメントも行いまして、その後事務局で報告書案に沿った形での法制化作業を進めてまいります。もちろんこれまでに例がないような規定を置くようなことにもチャレンジしてございまして、並行的に法制局の審査等も始まっておりますけれども、現時点でもいろいろとそれなりの厳しい御指摘なども頂いているところでございます。

最終的に法制的にどのような事案になるかというのは我々も前向きに必死に努力してまいりたいと思っております。もちろん個別に難しい論点等ありましたら、別途その点も含めてまた御説明、御議論させていただければと思ひますけれども、いずれにしましても事務局は最大限尽力して、頂いた御指摘をできる限り法制化に向けて取り組みたいと思っております。

先ほど末吉委員や杉村委員から御指摘ありましたデジタル化によるビジネスの多様化は、非常に足が速い、スピーディーな改正が求められるところでございます。そういう意味で、御承知かと思ひますが、デジタル庁ができて、デジタル臨調等の中で今5つのデジタル原則ができておりますけれども、その中にアジャイルガバナンスという原則の議論がございまして、まさに御指摘のありましたような論点でございまして。

非常に足の速いデジタル化の中で、改正の事情が整ったものにつきましては、極力早期にアジャイルに取り組んでいくべきという御指摘も頂いたところでございますので、私ども引き続き御指摘を踏まえ極力法制化、あるいは法制化が仮に難しいといった場合でもしっかり検討を加え、次の法制化にチャレンジしていくということで取り組んでまいりたいと思ひますので、引き続き御指導方いただきたく、よろしくお願ひいたします。本当にありがとうございました。

○猪俣室長 それでは、最後に事務局より御連絡いたします。

報告書案につきましては、本日頂いた御意見を取り込んだ上で、岡村委員長の御了解を頂いた後に、パブリックコメントにかける案として委員の皆様へ御報告させていただきたいと思っております。

パブリックコメントについては、準備ができ次第速やかに実施する予定でございます。

次回でございますが、パブリックコメント終了後に開催させていただく可能性がございます。開催日時は、今のところ令和5年1月30日月曜日午後1時半からを予定しております。議題につきましては、パブリックコメントの結果、最終報告書案を予定しております。

なお、開催の有無を含めまして、パブリックコメントの結果次第の面もございますので、詳細につきましては、追って御連絡申し上げます。

以上でございます。

○岡村委員長　それでは、これをもちまして第21回不正競争防止小委員会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

——了——